

平成26年 9 月25日

民生常任委員会会議録 調査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成26年 9 月25日
開会 10時00分 閉会 11時45分
- 2 場 所 役場 5 階会議室
- 3 出席委員 6 名
委員長 谷口和弥 副委員長 東口隆弘
委 員 小島智恵 寺林俊幸 増田武夫 千葉幹雄
- 4 欠 席 者 斉藤喜志雄
- 5 傍 聴 者 中橋友子 佐藤いづみ(勝毎記者)
- 6 事 務 局 局長 野坂正美 課長 萬谷司 係長 佐々木慎司
- 7 審査事件 (1)付託された議案の審査について
議案第50号 幕別町保育の必要性の認定に関する条例
議案第51号 幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例
議案第52号 幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例
議案第53号 幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例
(2)その他
- 8 審査結果 別紙

委員長 谷 口 和 弥

◇ 審 査 内 容

(10:00 開会)

- 委員長（谷口和弥） ただいまから民生常任委員会を開会いたします。最初に、諸般の報告を事務局のほうからさせます。事務局長。
- 事務局長（野坂正美） 諸般の報告をいたします。本日、斉藤委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
- 委員長（谷口和弥） これで諸般の報告を終わります。これより議事に入ります。本日の議題につきましては付託議案4件の審査になりますが、前回9月22日の委員会で増田委員から提出がありました修正案が完全なものとはなっておらず、修正案につきましては取り下げるということになり、議案につきましては審議が未了となっております。その修正案が審議できる完全なものになったということで、本日提出がありましたので、その修正案を含め4件の議案につきまして審査を行ってまいりたいと思います。

議案1、付託された議案の審査を行います。そこで、審議の進め方でありませけれども、議案第50号から順番に審査を行いますが、修正案につきましてはお手元に配布したとおり、議案第51、52、53号でありますので、議案第50号につきましては修正案がありません。よって町が提出した原案について審査を行います。なお、議案第51号からは会議規則の規定に従いまして修正案について採決を行い、可決の場合には修正を可決した部分を除く原案について採決を行います。修正案が否決の場合には原案について採決を行います。

それでは最初に議案第50号、幕別町保育の必要性の認定に関する条例につきまして審査を行います。本議案に対する各委員のご意見を伺います。意見のある方は挙手をお願いいたします。議案第50号に対して意見はありませんか。増田委員。

- 委員（増田武夫） 私の方から議案第51号、52号、53号の修正案を提出しておりますけれども、その修正案の可否によってその他の議案の可否が変わってまいりますので、第52号の採決から、採決の順番を変えていただきたいと思いますので、第50号の採決を保留して他の議案の審議をしていただきたいと思います。
- 委員長（谷口和弥） 今、増田委員から、議案第51号の採決の前に、それによって状況が変わるので、議案第52号の審議、採決を先にしていただきたいと思いますとの申し出があったところですけれども。
- 委員（増田武夫） 審議はずっと続けていただいてもよいのですが、採決だけ順を変えていただきたいと思います。
- 委員長（谷口和弥） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） ただいま増田委員からお話があった件なのですけれども、議案第50号につきましては修正案が出ていませぬので、当然これは関連はあるのですけれども、議案第51号、52号、53号、この順番で採決をしていくべきだと思います。第50号について修正案が出ているのであれば色々あるのしょうけれども、第50号については出ていないわけですからこれは可か非かしかないと思うのですが。
- 委員長（谷口和弥） 今第50号については順番どおり行くと。そして第51号が第52号の中身に関連することなものですから、審議は第51号、52号、53号の順で行うのですけれ

ども、採決だけ第52号と第51号を入れ替えていただきたいという申し出ですか。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

- 委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。議案第50号に対する討論を行います。反対、賛成の順で討論を行いますけれども、反対の方の討論はありますか。

(なしの声あり)

- 委員長（谷口和弥） 賛成の方の討論はありますか。

(なしの声あり)

- 委員長（谷口和弥） ないようですので、これより採決に入ります。議案第50号 幕別町保育の必要性の認定に関する条例は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

- 委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。従って議案第50号 幕別町保育の必要性の認定に関する条例は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第51号 幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例と、議案第52号 幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について審議に入ります。増田委員から修正案が提出されておりますので、この2つを一括して提案の理由を説明していただいた後、採決に入りたいと思います。増田委員から一括して説明をお願いいたします。増田委員。

- 委員（増田武夫） 先日提出したのですが、量が膨大なもので、さらに修正を加える点が出てきて、今日委員会を開いていただきましてありがとうございます。今の議論にもありましたとおり、第51号の修正は第52号の修正に伴って出てくるものでありますので、第52号の説明を詳しくさせていただきたいと思います。第52号の家庭的保育事業と設備及び運営に関する基準を定める条例に対する修正案でありますけれども、この修正の理由を申し上げたいと思います。この条例案に対しては3つの点についてそれぞれ修正しようとするものであります。

修正点の1点目は、保育を担当する職員を有資格者としなければならないという修正です。小規模保育所等は本町でも最近問題となっておりますように、0歳から3歳未満の乳幼児の待機児童解消のためにその切り札として導入しようとしているものであります。現在市町村等が行っている認可保育所に入ることができない、そういう人が待機児になっているわけですが、そういう乳幼児が町が行っているような認可保育所に入ることができないで、やむを得ずこの条例によって設置される小規模保育事業等に入ることになるわけですが、やはりそうした人たちは、それぞれが保育を受ける権利を持っておりまして、認可保育所と同じレベルの保育が保障されなければならない。認可保育所に入れないから別の保育所に行くのだけれど、今度できるところが認可保育所と同じような保育が行われていないということになれば格差が生まれることになってしまいます。その観点から言いますと。

この条例の小規模保育事業B型及びC型、居宅訪問型保育事業、小規模型保育事業所内保育事業にあっては研修を受けた無資格者が担うことを認めるということになってい

るわけでありまして、そうした点が非常に危惧される点でありまして、厚生労働省の資料によりますと2013年1月から12月の間における保育所の中での死亡事故件数は、認可保育所では4件であったものが、認可外保育施設では15件の死亡事故が起こっている。死亡事故というのは保育内容の象徴になるわけでありまして、そういう死亡事故となっておりまして、入所児童数から換算すると資格者でないものも保育にあたっている認可外保育所は、認可保育所の45倍の事故率になっているということが厚生労働省の資料に出てくるわけでありまして、以上のことから自治体などが行っている認可保育所などに入れなかった乳幼児にも、保育を受ける同じ権利を保障し、保育の質を確保するには、保育を担当する職員は有資格者であることを条件とするように修正を加えたというのが1点であります。

2点目は、安心安全な食事を提供できるように修正するというもので、近年食物アレルギーなどに対する施策の重要性が学校給食などでも指摘されているところでありまして、この条例が対象としている0歳から3歳未満の乳幼児には特に細心の注意を払った離乳食とかアレルギー食などを提供する必要があるということは言うまでもないところです。本条例案の第15条で家庭的保育事業等に、食事は事業所内で調理することを求めて、第16条では連携施設、連携施設というのはこの2歳までの子どもを預かったものが次の保育所につながなくてはならないのですが、そのつなぐための連携する保育施設だとか、他の小規模保育事業所や社会福祉施設、学校給食などからの搬入を例外として認めています。

しかしながら、家庭的保育事業、小規模保育事業A型など、それぞれの条文では第16条の例外規定、今言った学校給食や連携施設からの搬入をするというものですけれども、このほかに調理業務の全部を委託する。各事業所、調理業務を全部委託したら、一般の弁当屋だとかそういうところからそれを任せて、調理員は置かないことができるようにしているわけでありまして、これでは、第16条で例外規定を設けたのですけれども、これがないものに等しいものになって一貫性がない。つまり福祉施設や連携施設から搬入する以外に、弁当だとか惣菜を作っているところから自由に搬入することができる規定になっておりまして、調理業務の全部を委託すればどの業者にも食事を作って搬入することが可能になってしまうわけで、安心安全な食事を提供する上では大きな問題を抱えることになる。やはり調理員を置くことが求められると。だから各条例の、調理業務の全部を委託する事業所という部分を削除する修正です。

3点目は、居宅訪問型保育事業というのは一人でやるわけですから、そのほかの各保育所に施設・事業責任者を置くことを定めるもので、複数の職員がいるところに、責任体制をはっきりさせることはどうしても必要なことでありまして、責任を持って大切な乳幼児を保育するために、複数の職員で運営されている保育事業所等に責任者を置くことは当然であると思います。

以上のように、保育士の資格を有するということに限定すること、安全安心な食事を、第15条、第16条の例外規定に限って認めて、普通の調理業務を行うところから任せてはいけないということ、それから責任者を置く。この3つが修正であります。

修正説明資料に沿って説明いたしますけれども、3ページをご覧ください。小規模事

業所、A型B型C型とありますが、小規模事業所B型がA型と違う点は、保育士を2分の1で良い、保育士の資格条件だけが違うものでありまして、保育は保育士が行うことに限定すれば、A型とB型が全く同じものになってしまいますので、小規模保育事業B型に関する第3節はそっくり削除することになります。そのほか、その第3節が削除されることによって、それ以後の条例が2条ずつ繰り上がることになるわけですが、その改正がほとんどでありまして、第6条もそのとおりであります。

4ページの食事、第15条には、この場合において、調理は調理員により行わなければならない。雇っている保育士が兼務して調理を行うことを防ぐための挿入であります。

第22条は先ほど言ったように、保育士、家庭的保育者というのは町長が認める講習を受けた者を指すわけでありまして、それを保育士に変える。

第23条の施設・事業責任者を置くということ。それから、調理の全部を委託する場合。を削除する。家庭的保育者でなくて保育士が3人以下を受け持つて行うという改正であります。

5ページでは、第27条で小規模保育事業B型を削る。第28条では条文の繰り上げによる改正。第29条では小規模事業A型に施設・事業責任者を置くということと、調理業務の全部を委託する部分を無くすということです。第3節はそっくり削除するものです。その後、条例が2条ずつ繰り上がるものと、節が第4節から第3節に繰り上がるという改正。それからC型でも家庭的保育者を保育士にすること、事業責任者を置くことの調理業務の全部を委託する、これも削除する。それから保育士1人が保育できる乳幼児の数を3人以下とする。これも資格を保育士に限るということです。

7ページの主な点は、居宅訪問型保育事業において、これも保育士にするわけですが、1人が1人を雇うのに保育士が面倒を見る。保育士でなくてもいいのではなかろうかという考えもあるかと思うのですけれども、しかしながらこうして0歳から2歳までの事業がさまざまな形で収容されますと、残ってくるのは集団で保育することができない障がい者でありますとか、そういう子どもたちが一対一で見ることになってくるわけでありまして、そうした点から言いましても、保育士がしっかり見るという必要性が出てくると思います。あとで条例の方を見ていただければわかりますけれども、居宅訪問型保育事業の保育を担うのは第37条の1で障がい、疾病の程度を勘案して保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を担うわけで、これはやはり資格を持った保育士が面倒を見る。ちょっと研修を受けて担えるような仕事ではないということで、1対1の居宅訪問型保育事業でありますけれども、これも保育士に見てもらわなければならないということでもあります。

8ページは、事業所内保育事業も同じような改正をするということでもあります。小規模型事業所内保育事業、これについても保育士がしっかりと担って、今度の改正では家庭的保育も5人以下でありますとか、小規模C型は6人以上10人以下ということでもありますけれども、本町の場合はそんなに待機者が多いというわけでもありませんので、こうしたところが実際は乳幼児の保育を担うことになるとは思いますけれども、しっかりと責任を持った保育。認可保育所に入れなかった人がこうしたところに来ることを考えれば、やはり資格を持った人にやっていただき、保育の格差が生じないような処置をとっ

ていくことが大事だと思います。こうした歯止めをかけなければ、無資格で研修を受けたという保育がどんどん広がっていくことになりかねないということで、本町の保育の質を保ちながら待機児童を無くしていくという一つの受け皿となるように改正を願うものであります。

以上のような改正を行って、それに伴う条文の繰り上げだとか改正点がたくさんあるわけですが、最初に申し上げた3点の改正ということです。

議案第51号の改正も、そうした改正に伴ってその中に出てくる小規模のB型が無くなりますのでそれを削除すること、条例の繰り上げによる改正が出てくるということでもあります。郡部はへき地保育所があるわけですが、こうした待機児が生まれるのは市街の場合が多いわけで、そうした市街の保育の質を落とさないためにも、是非ともそうした修正をお願いしたいと思います。

今回、色々な方にも点検していただいていますので、これに賛成していただいても不都合が出てくることはない自信を持って修正案を提案いたしましたので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

- 委員長（谷口和弥） ただいま増田委員から議案第51号と第52号の修正案について説明を受けました。これについて一括して質疑を行いたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。暫時休憩します。

（暫時休憩）

- 委員長（谷口和弥） 休憩を解いて再開いたします。質疑がないようですので、修正案に対する意見を伺いたいと思います。第51号、第52号一括して意見を述べていただくのがよろしいかと思えます。意見のある方の挙手をお願いいたします。寺林委員。
- 委員（寺林俊幸） 増田委員から出されました修正案について、いくつか私の考えを述べさせていただきたいと思えます。小規模保育事業については、増田委員も言われましたとおり待機児童を回避するための事業であるということから考えて、国の方では有資格者、同等の研修を受けた人の保育事業の中で多数の事故が起きているというような話もありましたけれども、待機児童を回避する上において、こういう制度の中で事業者が取り組みやすい形ではいっていただくということが先決であって、これ以上枠を厳しいものにして事業者が入れないというようなことでは根本となる待機児童回避ということにつながっていかないのではないかと思います。この中で保育士をということで条例の中でも改正点がいくつかありますけれども、行政側から出ている条例の中には資格者と同等以上のものという文言を入れながら、しっかりとした対象者を選定としますか、用意して事業に当たっていただくということも書かれております。

すべてを否定するわけではありませんけれども、やはりいくつかの点で、この修正案に対して疑問を持つところでありまして、すべて受け入れるということには理解しがたいということです。

- 委員長（谷口和弥） ほかに意見ありますか。小島委員。
- 委員（小島智恵） 今、寺林委員の話があり、似たような意見なのでありますが、修正案では保育士、有資格者ということで限定的になっているのですが、そもそも保育士であっても基礎研修を受けなければならないということで厳しい基準にはなってい

まして、基礎研修をいうのは事故を防ぐために心肺蘇生法など救命救急の専門的分野等、そういった研修も組み込まれていると。保育士でなくても受けなければならないという基準なのですけれども、看護師や幼稚園教諭の場合はそういった基礎研修の前に認定研修を受けなければならない。二段階の研修が必要であるということになっていまして、資格のない方の場合は、そういった二段階の研修プラス20日間程度の保育実習が必要になってくるということで、こういった研修の部分を見ましても私は保育の質を上げることには私はつながっているのではないかと思います。保育士だけでなく色々な人材、間口を広げることによって民間参入しやすくなって人材確保、量の部分を増やすことができ、結果として待機児童解消とつながっていくのではないかとすることを思ったのですけれども。

間口を広げるのはやはり国でも率先してやろうとしている、女性の社会進出。そこを推し進めることにつながるのではないかと思います。女性の能力を保育現場で生かしていくことがわが町でもできるのではないかとということで、これはむしろ賛同していきたいと思っております。

食事の提供ですけれども、調理員を配置しなければいけないとなると、これもまた民間参入を狭めることになるのではないかと感じました。

1点目に言われました、事業責任者を盛り込むということですが、届出の段階で責任者はきちんと届けられるということなので、その方が責任者になってくるわけで、あえてここに盛り込まなくてもいいのではないかと思います。以上です。

- 委員長（谷口和弥） 他に意見ありませんか。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 私も考え方を述べさせていただきますけれども、今回のこの法の改正というか、新しい条例を制定するわけでありましてけれども、根本には全国的な待機児の解消、そして民間参入を促してそれを解消していこうというのが大きな目的なのだろうなと思っております。

それで今回の修正案に対しての考え方なのですけれども、まずB型を無くすべきなのではないかということなのですけれども、私は先ほど委員がお話されていた、保育士が2分の1、半分で。ここに書いてありますけれども、0歳児が3人に1人。1歳、2歳児が6人に1人プラス1人ということでありましてけれども、これらの順の中で保育士は2分の1以上ということですから、当然それ以上の保育士がいなければならないということでもあります。そして原案では0歳から2歳児、4名以上入れる場合は保健師または看護師1人に限って保育士としてカウントするということでもありますから、そういった人も保育士として認めるということでもありますけれども、専門的な知識を持った方ありますから、それはそれで良いのだろうと思いますし、やはり必要以上に縛ることが、もちろん保育の安全とか質というのは第一でありますけれども、それが必ずしも資格を持っていないから危険だということには、それは人の問題であって直結はしないだろうと思いますので、B型についてはこれで妥当なのかなと思って原案を見ておりました。

調理の関係でありますけれども、これは家庭内保育、小規模保育に限っては事業所内保育もそうですけれども、自分のところで調理をするか、もしくは連携施設からの搬入を許可するということでもありますけれども、搬入をされた給食はすべて危ないのだとい

う観点に立つ考えは、私はいかがなものかなと思っております。当然そういうところから製造されたものというのは、保健所で許可をされた施設で作るわけですから、当然そこには調理員がいるでしょう。そして安全・衛生責任者も居て作るわけですから、必ずしもそれが全部だめだということにはならないのだらうと思います。そして居宅訪問型保育ですけれども、さきほど小島委員も申されておりましたけれども、保育士、保育士と同等の知識を有するものということでもありますから、当然それに小さい子どもでありますから、未満児も含めて1人に対して1人の保育士ですから、当然これはこれでそういった要件、安全性も含めて満たされているのだらうと思って見ておりましたし、増田委員の今回の条例の修正案も、それなりの考え方は理解しましたけれども、私としては町から出された原案が妥当なのかなと考えておりました。以上です。

○ 委員長（谷口和弥） 東口副委員長。

○ 副委員長（東口隆弘） ただいま意見がるる述べられまして、私は全体を通した意見を述べさせていただきたいと思っております。増田委員からの修正案につきましては、民間の参入がかなり厳しくなるのではないかと考えております。それから給食の事につきましては増田委員もおっしゃっていましたが、アレルギーを持った子どもに対する対策についても、これは事業者の責任はもとより親の責任もかなりあるであろうということで、互いの責任のもとに給食を提供する方法を考えていけばいいのだらうと考えております。

また全国的な待機児の解消ということでも、条例案の内容を民間に十分に認識いただいて参入をすることによって待機児の解消につながるのではないかと考えました。以上です。

○ 委員長（谷口和弥） 増田委員。

○ 委員（増田武夫） 色々な意見を聞かせていただきましたが、これはわが町の条例ですので、全国的に波及するものではありません。やはり今、この条例を作っても、あっちにもこっちにもこういうものができてくるというような状況ではありません。色々なものの進出がということが言われましたけれども、やはりそうした町でやっている保育事業と、受けるそれぞれの子どもに権利というか、そういうものがあるわけで、そういうものを提供するものが、より質の高いものになっていく必要があるのだということですよ。

先ほども申し上げましたけれども、保育士、それ以上の研修を受けると言いますけれども、やはり保育士、2年にわたってそういう訓練を受けた者と、少しの研修を受けてやるものとはおのずと変わってくるわけで、そのことが政府の統計でもあるように、率にして45倍もの死亡事故が起こったり、死亡事故が起こっているということはほかの事故はそれに伴って、他の問題点も起きていることの象徴が死亡事故に表れているのですが、そういうことを防ぎ、安心して預けられる。そういう保育をわが町で提供することですので、やはり保育士の資格を持って当たるものも、色々な研修を受けて質を高めていく努力をするわけで、そのほかの研修を受けた者の方が良いのだという議論にはならないと思うのですよね。

そういう意味では、これから1つできるか2つできるか分からない程度のわが町でのあれだと思うのですよね。そういうところの方がより質の高いものにしていくためには

何としても保育士の資格、そしてさらに研修を受けてしっかり保育をしていけるような体制を作っていくことが必要ではないかと思えます。

食事の関係ですけれども、なぜ自園で、自分の園で食事を提供することが原則になっているのかということを考える必要があると思うのですよね。今度できるものは、離乳食ですとか、その子どもに合った考えられた、アレルギーのある子どもにはそれに対応するようなことを、日々接している園でつくることが原則になっている。その例外として連携施設だとか学校の給食センターとか、そういうところのものは例外として認めますよということを第16条で決めているのですが、その後の条になって調理業務を全部委託するのであれば、そういうところでなくてもいいと矛盾している規定なのですよね。色々な民間の食事を作るところも、保育所の許可を受けているだとかあると思うのですが、やはり預かっている乳幼児、今回特に2歳以下の乳幼児が対象ですので、やはりそこに提供するものは、隣の弁当屋で作っているものを認めるような条例はおかしいのではないか。やはり例外を認めている、それに限っていくのが本当ではないか。これでは例外規定を設けたけれども、そのあとの条例で全部委託すればどこでもいいよとなっているのは何としても納得がいかないし、責任を持ってない、そういう条例になってしまうのではないかと思えます。

それから届出の時うんぬんで施設責任者を特別書かなくてもいいのではないか。これは何を置くというのは、保育士を置くのは当然だけれども、保育士。嘱託医を置くのは当然だけれども、嘱託医。わざわざ必要で置かなくてはならないことを明記している訳ですよね。そのなかに責任者もきちんと置くということでないとうまくないのではないか。それは必要な改正ではないかと思えますので、そうした点での改正を行って。これは全国的にはこの政府の省令に合わせた物がほとんど通っているわけですけれども、わが町の保育はより良いものに。これを厳しくしたら民間の参入ができないのではないかというご意見もありましたけれども、どんどん保育事業に民間が入ってきてやっていくような事業ではないと。

それから食事の提供も民間が入ってくる余地を閉ざしてはならないと言いますけれども、食事の重要性。育ちざかりというか、0歳から2歳までの乳幼児の食事を、なぜ園で作ることを原則にしているかということを考えてみなくてはならないと思うのですよね。わざわざ例外規定でそこに限っているのですけれども、後の条文で調理業務の全部を委託するところは調理員を置かなくてもよい、これではやはり。同じところに第16条第1項の規定により、と書いてあるわけですから、ここの規定によって搬入するところは調理員を置かなくてもいいのは当然のことであって、これだけで十分だと思うのですよね。だからそれは、ごく常識的な修正案だと思いますので、賛同していただきたいと思えます。

- 委員長（谷口和弥） 改めて意見を述べる方、発言のある方はおりますか。意見が出尽くしたようですので討論に入りたいと思えます。議案第50号、第51号、第52号に対する修正案及び原案についての討論を行います。原案に賛成する方からの討論を求め、そのあと修正案に賛成する方の討論を求め、そういう順番で討論したいのですけれども。暫時休憩します。

(暫時休憩)

- 委員長（谷口和弥） 休憩を解いて議事を再開いたします。修正案に反対の方からの討論を求めます。挙手をお願いいたします。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 先ほど私の意見で申し上げたとおりでありますけれども、増田委員から提出された修正案でありますけれども、色々、B型の件、調理員の件、居宅訪問の件等ありましたけれども、私は原案を見させていただきまして、原案の中身が妥当ではないかという考え方に立ちました。よって修正案は否決ということであります。
- 委員長（谷口和弥） 賛成の意見はありますか。ほかに討論はありますか。
(なしの声あり)
- 委員長（谷口和弥） なければこれで討論を終わります。最初に修正案について採決を行います。議案第51号から順番に行います。議案第51号に対する修正案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)
- 委員長（谷口和弥） 起立少数でありますので、議案第51号に対する修正案は否決されました。否決になりましたので、次に原案について採決を行います。議案第51号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)
- 委員長（谷口和弥） 起立多数でありますので、議案第51号の原案は委員会として可決されました。
つづいて議案第52号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、修正案について討論を行います。最初に修正案に反対する立場の討論を行いたいと思います。ありますか。なければ修正案に賛成する討論はありますか。なければこれで討論を終わります。これで修正案につきまして採決を行います。議案第52号に対する修正案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。
(賛成者起立)
- 委員長（谷口和弥） お座りください。起立少数でありますので議案第52号に対する修正案は否決されました。否決になりましたので、次に原案について採決を行います。議案第52号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)
- 委員長（谷口和弥） お座りください。起立多数でありますので、議案第52号の原案は可決されました。
つぎに議案第53号、幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、修正案が増田委員から提出されております。修正案について増田委員から説明を求めます。増田委員。
- 委員（増田武夫） それでは議案第53号についての修正案について説明をいたします。第53号の条例案において国が小学校6年生にまでその対象を広げたという点については保護者の大きな要望でありましたし評価できる点でありますけれども、近年共働きや非正規労働者が増加するなど、子どもたちが心身ともに健やかに成長することが非常に困難な状況となっております。保護者から学童保育の年齢の引き上げや時間延長の願い

が大きくなってきているという状況にあります。

こうした願いに応えて6年生まで引き上げた訳でありますけれども、今回の条例案は、学童保育の開所時間を学校の休業日で1日8時間としている訳でありますけれども、現在町が行っているものは10時間30分であります。また学校が行われているときの学童保育の開所時間、現在6時間行っていますけれども条例では3時間になっている訳であります。年間の開所日数も、現在は292日ほど行われておりますけれどもこれも250日で良いことに、短縮することになっている訳でありますけれども。

しかし先日の町からの説明の時に、業者の参入を促すためだと、ハードルを低くするためだというようなことを言っていた訳でありますけれども、現在町が行っている学童保育の保護者の願いは、時間の延長であり年齢の引き上げだった訳でありまして、この保護者の願いからしてこれから学童保育がどんどん時間短縮されていくような状況にはならないと思う訳で、そうした点で業者が参入する場合に、8時間と6時間、また250日で良いのだという設定の仕方というのは町自らが行っている学童保育を後退させることに他ならない訳で、少なくとも現在町が行っている時間、開所日数をこの条例の中に書き込むことが必要ではないかと考えました。

改正する点は小学校の授業の休業日に行う放課後健全児童育成事業1日につき8時間というところを10時間30分。そうでない日3時間というところを6時間。それから250日でいいというのを現在行っている290日以上。こう改正しようとするものでありまして、このことが町も、一カ所学童保育オーバーになっているところがあるのですが、それも一所懸命場所を見つけたりして開所に努めている訳でありまして、そういう点から考えても新しく参入する業者も町の基準で行うべきだと考えまして修正案を提出したところであります。以上です。

- 委員長（谷口和弥） 今増田委員から修正案に対する説明がされましたけれども、修正案に対する質疑はございますか。

（なしの声あり）

- 委員長（谷口和弥） ないようですので、各委員から修正案に対する意見をお伺いしたいと思います。挙手をお願いいたします。東口副委員長。
- 副委員長（東口隆弘） 今現在町が行っている学童事業に合わせるべきであるという修正案ですが、理解の仕方かと思いますが、民間が参入してきた場合に、町がこの条例に合わせて一日8時間もしくは3時間、250日まで質を落とすということはまず考えられない。それに合わせるがための民間であって、もちろん事業としてやる訳ですから、事業を開始したときに子どもが集まってこないようでは事業が成り立つことができないと思います。修正案は、そこまでしなくてもいいのではないかと思います。

- 委員長（谷口和弥） 暫時休憩します。

（暫時休憩）

- 委員長（谷口和弥） 休憩を解きます。他に意見はありませんか。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 実は原案に対する質疑で私も同じことを思ったわけでありましてけれども、行政側の説明は今東口委員からお話ありましたように、とりあえず何とか民間の業者を手を挙げてもらって、参入してもらおうと。そして参入してもらった業者には今の

町と同じような、日数もですね。そう指導していくとか要望していくと言っておりましたのでとりあえずはハードルを低くして民間の参入をしやすくするという事だと私は理解しておりますし、私は基本的には行政が。特に民間の業者というのは業として成り立たないのだろうと思っているのですけれども。それは別次元の話ですけれども、基本的には行政がしっかりとした受け皿を作って、今と同じような体制の中で希望者全員が入れるように。

また6年生まで国は延長するということでもありますから取り組むということでしたけれども、聞いてみましたらにわかには難しいというような話も聞きますけれども、これを1日でも早く3年か6年、1か0ということではなくて、例えば4年生までとりあえず引き受けるとかそういう方法を講じて、そういった要望に応えていく必要があるのだろうと思います。よって原案の趣旨を理解して、私は修正案をここまで厳しくすると、趣旨が成し遂げられないのではないかと思いますので原案を妥当と考えます。

- 委員長（谷口和弥） 寺林委員。
- 委員（寺林俊幸） 東口委員、また千葉委員と重複するところが多々ありますけれども、増田委員が言われる修正案につきましては、当然今町がやっている日数にということは理解するところでもありますけれども、ただこの条例原案の中にありますように、これは最低基準ということでありまして、次世代育成支援地域協議会でしっかりと意見をいただいて今後向上に努めると書かれております。私も今後この学童保育に関しましては今これから希望に応えるがために民間の力を導入することが先決なのだろうと思ひ、今後その向上に向けては行政側に期待をしながら原案に賛成いたします。
- 委員長（谷口和弥） 増田委員。
- 委員（増田武夫） いずれの意見も現在の町で行っている、そうした事業を後退させないでほしいという、そういう立場からの意見だったと思うのですよね。そうであれば、ハードルを低くして呼び込んで、事業者が現在やっている町の基準まで何とか上げてもらうように頼むということではなくて、今やっている状況を認識してもらった上で参入してもらおうということであれば、参入業者も参入した後やっていけないということにもなりかねないですよ。やはりそれだけの覚悟をもって開所してもらわなければ。この最低基準で開所したけれども誰もそれに入らないのでは商売にならない。事業として成り立たないわけで、そうであれば町と同じ基準でやってもらいますよというものを条例の中で盛り込んでおかなかったらかえって不親切になるのではないかと。これからのニーズから言っても、今町でやっている時間なり日数より低くてもいいということにはならないと思います。将来的にはもっと低くてもいいよというものが来るのであればこの条例原案も有効かと思うのですが、これからの保護者のニーズ、その他を考えたらきちんと現在の町の水準を明記しておくことが親切な条例だと思います。以上です。
- 委員長（谷口和弥） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 主張は我々も十分理解しております。どうなのでしょう、今、著しく定員をオーバーしているような状況ではないということですよ。例えば民間が今言った、少ない日数少ない時間で手を上げてきたと。そうするとその父兄、子どもたちが選ぶことができる。町は長い時間、多くの日数を行っていますけれども民間は短い時間、

あるいは短い日数で、そちらの方にお世話になりたというニーズも全くないとは言えないと思うのです。ですからそういったことを考えると、当然希望者には希望に沿ったことをしてやらないとならないと思いますけれども、必ずしも同じニーズではないような気もするのです。ですから選択肢をある程度増やしてやるというのも一つの手ではないかという気もしますけれども、その辺はどうですか。

- 委員長（谷口和弥） 増田委員。
- 委員（増田武夫） 現在でも10時間30分開いているから10時間30分いなくてはならないというものでもないですよ。その中で入る方の自由な裁量でなるので、やはりこれだけは最低開けていなければダメですよ。入ってくる人が8時間でなくて9時間置いてほしいという人には9時間置いてやるようなそういうものでないと。8時間でいいよとなったら、9時間いなくてはならない必要性が出てきた時にいられない状況が出てきてしまう訳で。そうした点では現在町がやっている状況を基準に行くことが必要だと思います。
- 委員長（谷口和弥） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） たしかにその、最後までいなくてはならないとそういう訳ではないですけども、今はワンパターンですから、そんなに最後までいなくてもいいのだけでも何時間か行ってなくてはならない家庭、子どももあるだろうと思います。ですからそういう人たちがそちらへ移って、例えばですよ、そして本当に長時間必要な人が町へ行けば、ある程度定員がオーバーすることを解消することも考えられなくはない。そういう意味では必ずしもそれがだめだということではなくて、そういうニーズの人がそういうところに行って、長く必要だという人はそこに行けばいいと、そういう整理もされる可能性もあると思う。やってみなくてはわからない部分もあるし。
- 委員長（谷口和弥） 増田委員。
- 委員（増田武夫） 町の枠が限られていれば長時間通いたい人も、8時間しかやらなくてもいいよという方に行かざるを得ない場面が出てしまう訳ですよ。やはり町の定員は決まっています。あぶれてしまったらそこに行かざるを得ない子どもも出てしまうということと考えたら、同じ基準で。短い時間を望む人だけならそういうことも言えるかもしれませんが、必ずしもそういう人だけにならない。町の施設からあぶれた人は短い人だけではないということと考えたら、やはり町と同じ時間を開くことを原則とするということが将来の為にもなると思います。
- 委員長（谷口和弥） 意見を打ち切ってよろしいですか。それでは議案第53号に対する修正案について討論を行います。まず修正案に反対する討論はありますか。なければ次に修正案に賛成する討論はありますか。ないようですので討論を終わります。修正案について採決を行いたいと思います。議案第53号に対する修正案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（谷口和弥） 起立少数でありますので、議案第53号に対する修正案は否決されました。否決になりましたので、次に原案について採決を行います。議案第53号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長（谷口和弥） 起立多数でありますので、議案第53号の原案は可決されました。以上をもちまして付託された議案の審査について終了いたします。暫時休憩します。
(暫時休憩)
- 委員長（谷口和弥） 休憩を解きます。皆さんから意見はありますか。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 先ほど議案第52号ですけれども、この中に色々な、家庭内保育ですとか小規模保育C型ですとか、居宅訪問型、これら保育士または保育士と同等以上の知識、経験云々、これが町長が認めるものということがかなり散見されます。これらについてももちろん一定のルールはあるのでしょうかけれども、町長が決めるときに慎重に審査をすべきだと思いますので、委員会として委員長報告のときに、皆さんがそうすべきだということであれば一項加えた方がいいのではないかとすることを提案いたします。以上です。
- 委員長（谷口和弥） 今の千葉委員の提案について、他の委員の皆様いかがでしょうか。
(よいの声あり)
- 委員長（谷口和弥） それでは副委員長と相談しながら、今の提案を反映すべく委員長報告にしたいと思います。皆さんからなければ本日はこれで終了いたしたいと思いますがいかがでしょうか。
(よいの声あり)
- 委員長（谷口和弥） それでは本日の民生常任委員会は終了いたします。
(11:45 閉会)